

公益財団法人 日本テニス協会 プロフェッショナル登録基準

選手・審判員等登録規程及び選手登録細則に基づき、公益財団法人日本テニス協会(以下、「本協会」という。)はプロフェッショナル登録の手續きについて以下の基準を定める。

1. 対象

次の各項のいずれかに該当する者は、プロフェッショナルとして登録する必要がある。

- ① プロ活動に加盟所属する者。
- ② 所属会社の契約が民法上の雇用契約によらず、請負契約による者。
- ③ 賞金・懸賞金など金銭的報酬を得るために競技する者。
- ④ いかなる大会においても、市価5万円以上の賞品または1日当たり2万円を越える経費を得た者、及び実質以上の旅費を得た者。
- ⑤ 商業上の表示物を衣服又は用具に付着して、金銭的利益を得た者。但し、③については、国・学校その他公共団体において主たる職業又は雇用関係に付随して、他人に競技を教授・指導して金銭的報酬を得る者はこの限りではない。
- ⑥ 国外にてプロ活動している日本国籍を保持し本協会ナショナルチーム選手として活動する者

2. 種類

プロフェッショナル登録は次の2種類とする。

① トーナメント・プロフェッショナル

次のいずれかにあてはまる競技者

- シングルス JTA ランキング 100 位以上
- ダブルス JTA ランキング 50 位以上

② レジスタード・プロフェッショナル

次のいずれかにあてはまるテニスを職業としている競技者

- シングルス JTA ランキング 101 位以下
- ダブルス JTA ランキング 51 位以下
- ランキングを持たない競技者

JTA ランキングがシングルス 100 位以内またはダブルス 50 位内に入った場合、本人の申請によってトーナメント・プロフェッショナルへ移行される。

3. 研修

- ① プロフェッショナル登録を希望する者は、本協会が提供又は指定する「事前研修」を登録申請前に履修しなければならない。
- ② プロフェッショナル登録を承認された者は、1年以内に「新規プロフェッショナル教育研修会」を受講しなければならない。この研修会は、年1回以上開催される。

4. 登録申請

プロフェッショナル登録申請は、所定の用紙に記載事項を記入の上、事前研修履修を証する文書を添えて、本協会に提出しなければならない。

5. 登録有効期間と登録料

プロフェッショナル選手登録の有効期間は1年とし、登録料は年間10,000円とする。

6. 登録申請の承認

プロフェッショナル登録は、本協会本部長会議の審議を経た上で常務理事会の承認を要する。

7. 登録

プロフェッショナル選手として承認を得た者は、登録料の支払いが確認された翌月1日よりプロフェッショナル選手として本協会に登録され、即座にプロフェッショナル登録選手として活動を開始できる。

8. 登録変更

- ① プロフェッショナルから一般選手への登録変更は、登録変更申請書提出後、6ヶ月の実績審査を経て1回に限りできる。但し、特別な事情により本協会が認めた場合は、この期間を短縮することができる。
- ② 登録変更申請を提出した後に本基準1(対象)の各項のいずれかに該当する行為を行った者は、プロフェッショナル登録を抹消され、当該登録変更申請も無効となる。

9. 外国人の登録

外国人が登録をする際は、就労ビザと外国人登録証のそれぞれのコピーを添付の上、と申請を行わなければならない。

10. 更新

- ① プロフェッショナル登録は、更新することができる。
- ② 更新料は10,000円とする。
- ③ 更新に際し、プロフェッショナルは本協会が提供あるいは指定する研修を履修しなければならない。
- ④ プロフェッショナル登録の更新は、所定の用紙に記載事項を記入の上、研修履修を証する文書を添えて、本協会に提出しなければならない。

11. 権利

プロフェッショナルとして登録された者は、本協会が承認した競技会で競技し、賞金など金銭的利益を得ることができる。

12. 法令順守

プロフェッショナルとして登録された者は法令及び本協会の倫理規程含む諸規則を順守し、常に心技体の向上に努力し、競技者としての誇りと責任感を持ち、他の競技者や子供たちの模範となるように努めなければならない。

13. 登録の抹消と停止

- ① 次の項のいずれか一つに該当した者は、プロフェッショナル登録を抹消または停止されることがある。
 - (ア) 法令または本協会倫理規程に違反したもの。
 - (イ) フェアプレーの精神など、スポーツマンシップに著しく反する行為のあった者。
 - (ウ) 競技者として著しく本協会の品位と名誉を傷つけた者。
 - (エ) 本協会が禁止した競技会に参加した者。
 - (オ) 本協会のトーナメント競技規則第35条(違法な薬物)に該当する行為のあった者。
 - (カ) 本協会からデビスカップ、フェドカップ、オリンピック等、国の代表として指名され、正当な理由なくしてこれを拒否した者。
 - (キ) プロフェッショナル登録料を納入しない者。

- ② 本協会は、本協会が提供もしくは指定する教育研修若しくは更新研修を正当な理由なくして受講しない者には、教育研修の履修が確認されるまでの間、プロフェッショナル資格停止(以下、「サスペンション」)を適用することができる。
- ③ 本協会は、サスペンションを連続で受けた者に対して登録を抹消することができる。
- ④ サスペンションを適用された者および登録抹消を受けた者は、以下の各項の行為を行うことができない。
 - (ア) JTA ランキング対象大会への出場
 - (イ) ナショナルチーム選手としての活動

14. 施行日

本登録基準は、平成29年4月1日より施行する。但し、3①②にある「事前研修」は平成29年1月より受講することができることとする。

付則 本登録基準は、平成3年5月29日より施行する。

- 2. 平成12年3月16日改正
- 3. 平成17年3月1日改正
- 4. 平成18年12月5日改正
- 5. 平成21年1月14日改正
- 6. 平成24年4月1日改正
- 7. 平成28年9月27日改正